

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

今年度の計画事業として、交通不便地区解消に向けたデマンド型乗合タクシーの実証運行を平成23年2月から開始する。実証運行を実施するにあたって、協議会、幹事会及びデマンド交通利用者専門部会を開催し、運行開始に向けて問題点や運行上の課題等について整理しながら必要な検討を行った。また、平成23年度以降の運行の環境整備に向けて併せて必要な検討を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

連携計画に定めている事業計画としては、(1)荒川沖駅にアクセスするバス路線の充実、(2)地区内の短距離移動を支える交通手段の整備、(3)各地区の居住者の中央地区への公共交通整備、(4)観光等の来訪者のニーズに即した目的地を結ぶ交通の整備、(5)工業団地通勤者向けの公共交通整備の5つ取組みが計画されている。この中で、町内の移動手段を確保するため、(2)、(3)の計画を整備することを優先的に取り組む事業として、デマンド型乗合タクシーの実証運行を実施することとした。今後は、デマンド型乗合タクシーと既存路線バスとを連携させることにより町民の利便性の向上を目指していく。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

評価方法としては、デマンド乗合いタクシー利用者登録数(H22.12末以降各月末時点の実績)及び利用者数(2～3月までの2ヶ月間の実績)とする。また、デマンド乗合いタクシーの周知度や現在の移動手段について、運行前利用者アンケート調査等を実施し、運行前の利用者の周知状況と意識を把握する。なお、利用者登録数については、12月より事前受付を実施しており、1月25日現在で482人からの申込みがあった。平成23年度には実証運行における利用者数の実績の動向から採算性・乗合効率を評価するとともに、利用者アンケート調査等を実施し、運行前調査で得た意識データと運行後との比較により利用者ニーズの変化を的確に把握していくものとする。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

デマンド型乗合タクシーの実証運行を実施するにあたり、これまで町の市街地(中央地区及び西部地区)へ出かけるための公共交通が不便であった「交通不便地域」での利用が多くなると見込まれ、阿見町内での移動利便性向上及び交通不便地域の解消を目指すという目標を達成するために適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。
<p>デマンド型乗合いタクシーの実証運行については、持続可能な運行とするためには利用促進のうえ収支率向上が不可欠な課題であると認識しているが、今後、少子高齢化の進む当町において、デマンド型乗合いタクシーは生活交通の確保としての意味合いが強く、これが課題のひとつである。また、町民や利用者から寄せられる意見(問題点)については、可能な範囲で早急に対応しているが、他市町村にあたるJR荒川沖駅への乗入れに関する要望が多く寄せられていることから、これへの対応をはじめとする運行方法の変更が伴うことも想定され、協議会で検討する中で地域の実情を踏まえ、あらゆる関係者を含めて柔軟な対応ができる仕組みを確立することも課題である。なお、町民からは運行前の説明会等においても批判的な意見はなく、町民自身も前向きに考えているものと認識している。</p>
② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。
<p>本年度成果に掲げた利用登録者数は順調に推移しているが、加えて利用促進のための啓発活動の強化や寄せられる意見、ニーズに的確に対応することなど取組むべき事案については認識している。事業の継続性については、十分に町民の理解を得られるものと考えており、ニーズに柔軟に対応し改善することで利用率の向上を図り、事業の必要性を促していく。</p>
2 事業の実施環境
① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。
<p>平成23年度におけるデマンド型乗合いタクシーの実証運行を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国庫補助金のほか、阿見町からの財政支出によることで関係者の合意がなされており、阿見町の平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、町議会において審議することになっている。</p>
② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。
<p>デマンド型乗合いタクシーの実証運行を持続可能な公共交通とするには、地域住民の自主的・積極的な利用が不可欠であり、今年度は利用者への周知・利用登録促進において既存のシルバークラブ組織の協力体制が確立できた。今後もこれらの体制を活用して利用促進に係る啓発等を推進していくこととしているが、住民やクラブ役員等から寄せられる意見に否定的なものはなく、事業を進めていく上で環境は整いつつあるものと考えている。</p>
③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。
<p>総合事業(計画事業)によるデマンド型乗合いタクシーの実証運行終了後、本格運行ができるようにするためには、地域住民の自主的・積極的な利用が必要であるとともに、地域の生活交通確保の観点から阿見町の積極的な財政支出も必要であり、今後さらなる検討を進めていく。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

協議会における審議事項として、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、連携計画の策定及び変更の協議に関する事項、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項、その他協議会が必要と認める事項としており、適宜法定協議会を開催し審議する体制としている。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

協議会では、一般町民の代表として各団体等から委員を選出している。また、分科会設置規程により、一部委員を一般公募により選出できるようになっており、協議会の下部組織として、公募委員をはじめとした委員で構成する「利用者分科会」を設置して連携計画策定に反映した。さらに、計画事業を実施するうえで、デマンド交通利用者専門部会を設置し、直接町民の意見を反映する仕組みを設け、事業の必要性を検討できる体制を整えている。

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

計画事業は、当協議会が策定した連携計画に基づき実施されており、本年度の計画実施に際しても協議会・幹事会を各3回開催して事業の詳細や事業者選定方針を含む具体的な協議を行っており、適切に協議会が開催されたものと考えている。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の規約・規程において、会議を原則公開としており、会議録、会議資料は当協議会専用ホームページにおいて会議後速やかに公表しており、適切に開示されている。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会における審議のほか、デマンド交通利用者専門部会の開催や、行政区長や各地区のシルバークラブに対する説明会を随時行っており、実質的な合意が形成されたといえる。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。